

四日市市開発許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第17号

四日市市開発許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市開発許可等に関する条例施行規則（平成20年四日市市規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請における添付書類)</p> <p>第13条 条例第17条各号に掲げる開発行為又は建築行為の許可を受けようとする者は、次の各号の申請の区分に従い、当該各号に掲げる書類を添付して申請しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 第1号ウの申請に添付すべき書類</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 建築が必要な理由を確認するために必要な図書（本家間取り図、現在の住宅の賃貸借契約書の写し等）</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ及びカ (略)</p>	<p>(申請における添付書類)</p> <p>第13条 条例第17条各号に掲げる開発行為又は建築行為の許可を受けようとする者は、次の各号の申請の区分に従い、当該各号に掲げる書類を添付して申請しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 第1号ウの申請に添付すべき書類</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ (略)</u></p> <p><u>ウ (略)</u></p> <p><u>エ 本家の間取り図及び住宅の賃貸借契約書の写し</u></p> <p>オ及びカ (略)</p> <p><u>(4) 第2号の申請に添付すべき書類</u></p> <p><u>ア 建築が必要な理由書</u></p> <p><u>イ 申請者の要件を示す図書（戸籍謄本、住民票、土地の所有状況がわかる資料等）</u></p>

(4) 第2号の申請に添付すべき書類
アからエまで (略)

(5) 第3号の申請に添付すべき書類
アからオまで (略)

(6) 第4号の申請に添付すべき書類
アからエまで (略)

(7) 第5号及び第6号の申請に添付す
べき書類
アからエまで (略)

(8) 第7号の申請に添付すべき書類
アからオまで (略)

ウ 土地の登記事項証明書及び公図
の写し

エ 予定建築物の平面図及び立面図

オ アからエまでに掲げるもののほ
か市長が必要と認めたもの

(5) 第3号の申請に添付すべき書類
アからエまで (略)

(6) 第4号の申請に添付すべき書類
アからオまで (略)

(7) 第5号の申請に添付すべき書類
アからエまで (略)

(8) 第6号及び第7号の申請に添付す
べき書類
アからエまで (略)

(9) 第8号の申請に添付すべき書類
アからオまで (略)

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(都市整備部開発審査課)